

2025年12月2日から

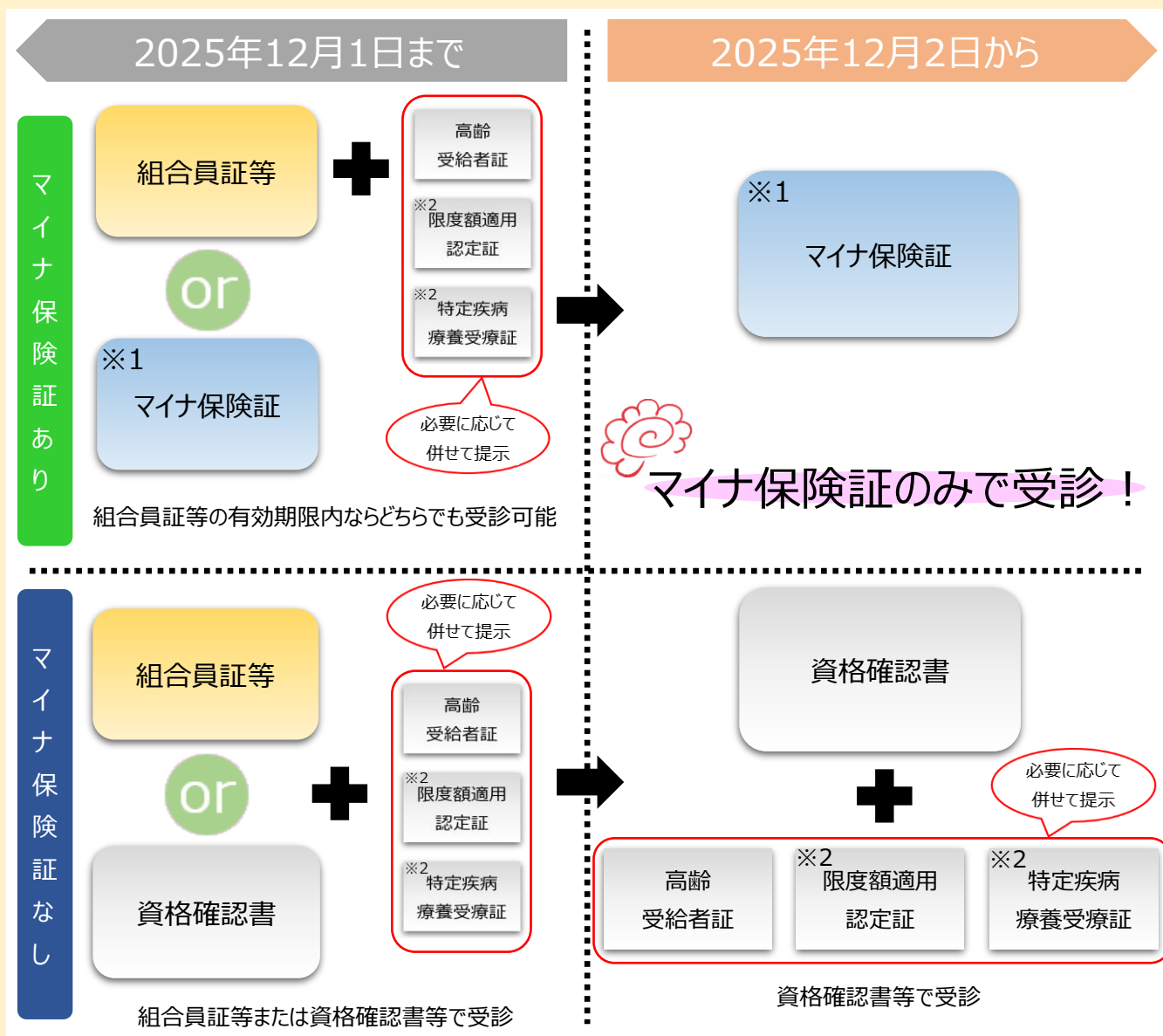
共済組合の組合員、被扶養者の皆様へ

組合員証・組合員被扶養者証は 使用できなくなります

2024年12月2日で従来の組合員証・組合員被扶養者証（以下、組合員証等）の新規発行・再発行が終了となり、マイナ保険証（健康保険証利用登録したマイナンバーカード）での受診を基本とした仕組みとなっています。

そして、2025年12月1日には従来の組合員証等は使用に係る経過措置が終了し、以降は使用できなくなります。これに伴い、医療機関等の窓口での手続きが下記のように変わりますので、ご注意ください。

なお、2025年11月1日時点でマイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方へは資格確認書を送付します。**従来の組合員証等については、個人情報を含むため、ご自身で適切に破棄していただくようお願いします。**



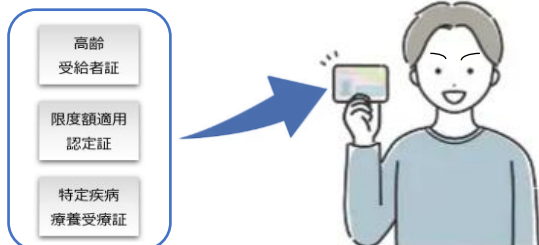
※1標準負担額の減額対象者及び、特定疾病療養者は共済組合への事前申請は必要です ※2共済組合へ事前申請し、交付を受ける必要があります。

これを機に、まだマイナ保険証をお持ちでない方は、マイナ保険証の登録をしてみませんか？

マイナ保険証はこんなに便利！

医療機関・薬局の受付がマイナ保険証 1枚でOKに

高齢受給者証や限度額適用認定証などの証明書がマイナ保険証1枚にまとまって便利！



薬剤情報などを共有し、よりよい医療を受けられる

※薬剤情報や特定健診情報などの提供に同意した場合



手続きなしで高額な医療費の支払いが 自己負担限度額までに

急な入院でも限度額の支払いでOK！

※所得によっては手続きが必要となる場合があります



領収書の管理も不要！医療費控除の 確定申告手続きが簡単に

マイナポータルとe-Taxを連携すると、1年分の医療費が自動的に入力されます



マイナ保険証での受診のポイント

医療機関や薬局の受付にある顔認証付きカードリーダーにマイナ保険証を読み取らせて、自身で本人確認を行います。

手順①

顔認証付きカードリーダーにマイナ保険証を置く



手順②

顔認証か暗証番号で本人確認



※顔写真は機器に保存されません
※マイナンバーを取り扱うことはありません

手順③

薬剤情報、特定健診情報などの提供について同意の有無を選択して完了



※同意するとこれらの情報を医師や薬剤師が閲覧できるようになります

※マイナンバーカードに搭載されている電子証明書（本人であることを電子的に証明するもの）の有効期限は5年です。
有効期限通知書が届いたら、速やかに市区町村のマイナンバー担当窓口で更新の手続きをしてください。

医療機関等でマイナ保険証が使えない場合はどうする？

医療機関がマイナ保険証に対応していない、カードリーダーの不具合でマイナ保険証が使えないなどで、医療機関の窓口でマイナ保険証が使えない場合は、マイナンバーカードと本組合から通知済みの資格情報通知書（資格情報のお知らせ）またはマイナポータルの資格情報画面を提示すると、保険診療が受けられます。